

## NHK歳末たすけあい助成基準

### 1 趣旨

島根県共同募金会「共同募金助成基準V」に基づいて、NHK歳末たすけあい助成基準を定める。

### 2 助成団体

地域福祉推進事業を行う法人・団体とする。

### 3 助成事業

対象事業は、地域福祉の推進に要する機器・備品及び車両整備費とする。

### 4 助成額

助成額は100万円以内とする。

### 5 助成申請

助成を受けようとする者は、NHK歳末たすけあい助成申請書（NHK様式1）を毎年5月末日までに島根県共同募金会会長（以下「会長」という。）に提出する。

### 6 助成決定

会長は、申請書を受理した助成事業のうち、共同募金助成計画において承認された事業をNHK松江放送局と協議し、第1次助成を毎年11月末日までに、第2次助成を翌年2月末日までに助成決定を行う。

### 7 交付申請

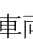
決定を受けた者は、事業実施前にNHK歳末たすけあい助成金交付申請書（NHK様式2）を、また事業完了後ただちにNHK歳末たすけあい助成事業実施報告書（NHK様式3）を会長に提出する。

### 8 事業変更

原則として助成事業の変更は認めない。ただし、止むを得ない場合は、会長の承認を得るものとする。

### 9 助成明示

助成金を受けた者は、次により助成事業である旨を明示しなければならない。

- (1) 車両の場合は、両側面に「 NHK歳末たすけあい号」（羽根のデザインは、本会指定のものとする。）と明記する。
- (2) 広報誌等により広く住民に広報する。

### 10 助成取消

本基準に違反したとき及び次の事項に該当する場合は、助成決定を取消し助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成事業を中止した場合
- (2) 助成金を決定事業以外に使用した場合

#### 附 則

平成21年度は基準5に定める期間を9月末日とする。

#### 附 則

この基準は平成22年4月1日から施行する。（助成上限額75万円を100万円に変更）

#### 附 則

この基準は平成23年4月1日から施行する。（対象事業に地域福祉の推進に要する機器・備品を追加）